

介護サービス事業所 各位

郡山市介護保険課長
郡山市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知)

この度、厚生労働省より、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないと示されました。

これまでも介護サービス事業所宛ての Q & A 集などをお示ししてきたところですが、引き続き、厚生労働省事務連絡や「介護保険最新情報」等を随時参照の上、適切な対応及びサービス提供継続をお願いいたします。

なお、事業所が休業等や上記以外の理由により利用自粛依頼を行った場合には、これまでに引き続き、下記のとおり報告願います。

また、濃厚接触者等（濃厚接触者と同居する利用者を含む）に対するサービス提供等に係る衛生物品が不足している場合については、随時郡山市介護保険課まで御相談ください。

記

- 1 対 象 郡山市からの要請によらず、感染防止の観点等の理由から、事業所又は設置者の自主的な判断により次の内容を実施した場合
 - (1) 臨時休業又は営業日若しくは営業時間の縮小
 - (2) 利用者本人に体調悪化等の症状がなく、また、濃厚接触者でないにも関わらず、本来利用しているサービスの利用自粛を依頼した場合
※上記下線部の理由のみによる依頼は正当な理由でないことに留意すること。
- 2 報告様式 別添のとおり
- 3 対象期間 令和 2 年 3 月 14 日以降
- 4 報告時期 1 (1)又は(2)を実施した場合、速やかに報告願います。
- 5 報告先 介護保険課管理係（電話：024-924-3021 FAX：024-924-8971）

6 その他

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q & A集」に追加修正を行いましたので、御確認ください。
- (2) 新型コロナウイルス関連の情報については、厚生労働省ウェブサイトをご覧いただくとともに、国等や本市通知についてまとめたものを郡山市ウェブサイト上でも掲載していますので、定期的にご確認ください。

※ [新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報]

・[\[トップページ\]](#) > [\[健康・福祉\]](#) > [\[福祉・介護\]](#) > [\[介護保険\]](#)
> [\[介護サービス最新情報\]](#) > [\[新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報\]](#)

【事務担当】 保健福祉部介護保険課（電話：024-924-3021）
保健福祉部地域包括ケア推進課（電話 024-924-3561）